

船舶売買契約書

シンガポール・シップ・セール・フォーム [SSF2011]

契約締結日：

1. 売主： 1 (a) 保証人（任意）*：					
2. 買主又は指名された者**： 2 (a) 保証人（任意）*：					
3. 本船の名称：	4. IMO ナンバー／船舶番号／信号符字：				
5. 船種、建造者、建造年及び総トン数：	6. (a) 船籍国／船籍港： (b) 裸備船の登録（ある場合）：				
7. 船級協会（船級）：					
8. 売買価格： (i) 預託金（売買価格の 10%）： (a) 受取銀行： (b) 決済期日：					
(ii) 残金（売買価格から預託金を差し引いたもの）： (a) 受取銀行：					
(iii) クロージングの場所：	(iv) 引渡遅延の際の 1 日当たりの費用：				
9. (i) 外観検査（港及び日付）： (ii) 引渡前のダイバーによる検査（港）：					
10. (i) 引渡場所（安全な錨地又はバースにおいて）： 引渡日（期間）： キャンセル・デイト：					
<p>宣言：両当事者は、本契約をここに規定された諸条項及び諸条件に従って履行することに合意した。追加条項があれば、それは、本契約の一部とみなす。</p> <p>11. 署名—以下の者を代理して：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 売主： (名称／職名) </td> <td style="width: 50%; border: none;"> 買主： (名称／職名) </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> 保証人（いる場合）： (名称／職名) </td> <td style="border: none;"> 保証人（いる場合）： (名称／職名) </td> </tr> </table>		売主： (名称／職名)	買主： (名称／職名)	保証人（いる場合）： (名称／職名)	保証人（いる場合）： (名称／職名)
売主： (名称／職名)	買主： (名称／職名)				
保証人（いる場合）： (名称／職名)	保証人（いる場合）： (名称／職名)				

*これは、任意規定で、両当事者又は一方の当事者が本契約の履行を保証する保証人を要求した場合に適用される。保証人は、本契約に署名することによって、関係当事者による適切な履行を取消不能で、かつ、無条件に保証する。この場合、一方当事者による不履行は、直ちに他方当事者に対して、記載された当事者及びその保証人を（本契約 15 条に従って）共同被申立人とする単一の仲裁手続を開始し、それによって、不履行者に連帯し、かつ、独立して責任を負う保証人から損害額を回収する権利を与える。

**買主は、本契約 5 条(a)の下で与えられた 15 日前の通知の受領時又は売主と買主によって合意された日までに指名することを条件に、複数回の指名権を有し、これを行わないときは、買主は、指名権を失う。指名された買主に有利な変更を示す本契約の追加条項は、買主、売主及び指名された買主の間で合意されなければならない。

1 3、4、5、6、7の各欄記載の明細を有する本船を、8欄記載の売買価格で、以下の諸条項及
2 び諸条件で、1欄記載の売主が売却し、2欄記載の買主が購入することが、本日ここに合意
3 された。

4 1. 預託金

5 買主は、8欄(i)記載の売買価格の10%を、8欄(i)(b)記載の決済期日までに、本契約の履行
6 の保証金として、売主の指定する8欄(i)(a)記載の銀行へ支払わなければならない。受領さ
7 れた金額が、通常の送金手続によって課される銀行送金手数料によって減額されていても、
8 その金額は、買主の預託金支払義務の適正な履行とし、売主と買主の共同名義の口座に保
9 管され、売主と買主の共同の書面による指図に従って売買価格の一部として売主に支払わ
10 れる。売主は遅くとも決済期日の2日前までに共同名義口座を開設するよう手配する。買
11 主は、遅くとも預託金の送金とともに、買主が、送金当事者が異なる場合はその者が、送
12 金銀行に周知の顧客である旨の送金銀行から8欄(i)(a)記載の銀行への銀行間の確認を手配
13 し、8欄(i)(a)記載の銀行からの要求があれば、買主はまた、その銀行間の確認に、資金の
14 出所を承知している旨の送金銀行による確認を含めるよう手配する。売主及び買主は、8欄
15 記載の銀行が所在する国の反資金洗浄関係法規に従わなければならない。

16 預託金に生じた一切の利息は、買主に帰属し、クロージングの費用及び預託金の保管費用
17 は売主と買主が折半して負担する。

18 2. 支払い

19 (a) 買主は、本船の引渡と同時に、8欄(ii)記載の残金満額を、7条に基づく追加金額を含め、
20 銀行手数料/送金手数料を控除せずに、8欄(ii)(a)記載の売主の銀行の、売主の指定口座に
21 支払う。合意された売買代金は、即日決済にて5条(b)に従った書面による本船の実際の引
22 渡準備完了通知*を提出した後3銀行営業日(クロージングの場所及び売買価格の通貨の国
23 における銀行営業日)以内に支払われなければならない。

24 (b) 買主は、規定の3銀行営業日の満了までに本船引取遅延の意思を宣言し、1日当たり8
25 欄(iv)記載の金額又はその一部を遅延に対する補償として売主に支払うことによって、本船
26 の引取りを最長7連続日まで遅らせることができる。当該金額は、売買価格及び7条に基
27 づく追加金額と同じ時、場所及び通貨で支払われる。そのような遅延が7連続日を超過し
28 たときは、売主は、本契約を解除し、生じた損害賠償を請求する権利を有する。

29 *本契約をとおして、書面による通知とは、売主と買主との間の書留郵便、テレックス、ファックス、e-mail又は他の
30 最新の形態による文書による伝達を意味する。

31 3. 見船*

32 (a) 買主は、9 欄(i)記載の場所と日に、船級協会の記録とともに本船の外観検査をし、本契
33 約の諸条項及び諸条件のみに従うことを前提として、すべて留保条件なく本船の売買に合
34 意した。

35 (b) 売主は、9 欄のとおり、買主による外観検査ができるように手配する。

36 買主は、本船に不当な遅延を与えることなく外観検査**を行う。買主が不当な遅延を与え
37 たときは、売主は、よって生じた損害の補償を受ける。見船後、本船が買主に受諾され、
38 買主からの書面による本船買取受諾通知を本船の見船完了後 72 時間以内に売主が受け取っ
39 たときは、本件売買は、本契約の諸条項及び諸条件のみに従うことを前提として、留保条
40 件無く確定する。買主が本船を拒否し、又は売主がそのような本船買取受諾通知を上記期
41 間内に受け取ることができなかつたときは、預託金は、発生した金利とともに直ちに買主
42 に返還され、以後本契約は、無効とする。

43 *3(a)と 3(b)は選択肢。いずれか適用しない方を削除する。削除されないときは 3(a)を適用する。

44 **本契約において、本船の外観検査とは、本船上の各機器を解放することなく、また売主に費用をかけることなく、写
45 真を撮ることを含めた本船の外観検査のみを意味し、本船の船級協会の記録、船舶の履歴情報の継続的記録、保守記録、
46 デッキ及び機関のログ・ブック並びに空いているバラストスペースの検査を含む。

47 4. 引渡時の状態

48 本船が引き渡され、買主によって引き取られるまで、本船及びその一切の属具は、本契約
49 の条項に従うことを前提に、売主が危険と費用を負担する。売主は、通常の損耗を除き
50 見船*時におけるのと実質的に同様な状態で、船級協会による未処理の条件及び／又は指定
51 工事**なしに現在の船級を維持し、船級に影響を及ぼすような損傷がなく、すべての船級
52 及び航海に関する証書（国内及び国際を含む）が引渡時に条件が付されずに有効な状態で
53 本船を買主に引き渡さなければならない。すべての貨物スペースは、取り除くことのでき
54 ない残滓以外、汚れ及びいかなる貨物もない状態とする。本船が見船時と同様な状態でな
55 いときは、その状態の違いが本船の運航に関し買主に実質的な影響を与える場合にのみ、
56 買主は、本船を拒否することができる。その他の場合においては、状態の違いに対する買
57 主の救済は、損害賠償による。

58 見船時の本船の状態に関する立証責任は、買主が負担する。

59 *検査とは、3 条(a)又は 3 条(b)のいずれかが適用される条項に基づく買主による見船を意味する。本船が見船のなしに
60 引き取られるときは、本契約の締結日を見船時とみなす。

61 **船級協会による条件および指定工事として認定されなかった検査記録書の中の注記は無視され、本条における未処理
62 の船級協会による条件及び／又は指定工事とはみなされない。

63 5. 実際の引渡準備完了通知

64 (a) 10 欄記載の引渡場所へ本船が到着する前に、売主は買主に対して本船の引渡予定日、引
65 渡港及び本船スケジュールを継続して知らせるため、その 30 日、15 日、7 日、3 日前にそ
66 れぞれ書面通知を出す。売主は、これらの引渡予定日の通知を発した後に、通知に示され
67 た期日までの引渡しが遅れることがないように適切な措置を取らなければならない。

68 (b) 本船が引渡場所へ到着し、4 条に従って物理的に引渡しの準備を完了し、売主が 8 条で
69 要求されるすべての書類（所有権の証明書又は類似の証明書、船級維持証書、燃料油及び
70 潤滑油の請求書、船舶受渡協定書を除く）を整えた時に、売主は買主に対して本船が実際
71 に引渡準備を完了した旨を書面で通知する。2 条(b)項のみを条件として、買主は、売主が
72 そのような通知を発した後 3 銀行営業日以内に本船を受け取らなければならない。

73 (c) ただし、本船が引渡前に全損、推定全損又は合意全損となったときは、売主は、本契約
74 上の責任を負わず、買主は、直ちに預託金及び発生した金利の返還を受ける権利を有し、
75 以後本契約は、無効とする。

76 6. 引渡前のダイバー検査

77 本船の引渡しの前に、売主は、本船を買主による水面下部の検査が可能な状態にする。売
78 主は本船の水面下部検査のために選択した港、錨地又はバースが、検査に適し、かつ、そ
79 の検査が許可されることを保証する。

80 (a) 買主は、9 欄(ii)記載の港に本船が到着した時に、舵とプロペラを含む最深喫水線下の本
81 船の水面下部を検査するため、自己の費用で船級協会の承認するダイバーを指名するこ
82 とができる。売主は、買主に水面下部検査を実施するため買主に対して昼間の十分な時
83 間を与えなければならない。水面下部検査の監督のため船級協会の検査員の立会いを認め
84 る義務を負う。その水面下部検査には、船級検査員及び／又はダイバーの支障とならな
85 い限り、買主側及び売主側の者が立ち会うことができる。ただし、買主がそのような検
86 査を手配しないときは、買主は、そのようなダイバー検査の権利を失う。

87 (i) 舵及びプロペラを含む水面下部の検査において、本船の現在の船級に影響を与える何
88 らかの瑕疵が発見されながら、船級協会がその修理を予定されている次回のドライド
89 ック期日まで延期可能であると認めたときは、買主の救済は、売主によるドライドッ
90 ク費用のみを除いたその瑕疵の修理の見積費用の支払いに限られる。この見積額は、
91 引渡地域で売主と買主がそれぞれ選択した、両者から独立した標準的な修理ヤード 2
92 社が呈示した見積額の平均とする。この修理費用の平均額は、本船の引渡時に売主に

93 支払われるべき売買価格から控除する。水面下部の検査に要した船級協会の立会い費
94 用及びダイバーの費用は、買主が負担する。ただし、本船に損傷が発見され、船級協
95 会の指定工事が課されたときは、これらの船級協会及びダイバー検査の費用は売主が
96 負担する。

97 (ii) 損傷が発見され、船級協会が直ちに修理することを求めたときは、売主は、遅滞な
98 く引渡前にその修理を実施しなければならない。そのような損傷の修理のため売主が
99 本船の入渠を求められたときは、本条(b)を適用する。

100 (b) 売主は、6条(a)項(ii)の下で本船の入渠を求められたときは、船級協会の基準を充たし
101 て行われるよう、船級協会の検査員による本船の船底、舵、プロペラ、船尾軸その他水
102 面下部の検査を可能にしなければならない。売主は、発見された現在の船級に影響を与
103 える瑕疵を合意された時間内に、合意に至らないときは損傷の発見後14日以内に補修す
104 る義務を負う(必要な限り、キャンセルング・デイトは合意された期間又は14日間を限
105 度として延期される)。このような補修が行われなときは、買主は、本契約を解除し、
106 預託金に金利を付した額を回収することができる。

107 (i) 買主は、船尾軸関係の検査費用を負担する。ただし、船級協会がこの検査を求めた
108 ときは、売主がその費用を負担する。検査の結果、検査員の注記を除き条件及び指定工
109 事が出されたときは、売主は、ドライドック費用及び船級協会の検査費用を含むドラ
110 イドックの入出渠に関連する費用を負担する。その他すべての場合は、買主がこれら
111 の費用及び料金を支払う。

112 (ii) 買主は、ドライドックにおける船級協会による本船の検査中、船級協会の検査員の
113 作業又は決定に介入しない限り、監督のため買主側の者を立ち合わせることができる。

114 (iii) 買主は、船級協会又は売主の作業を妨げず、かつ、本船の期日通りの引渡しに支障
115 を来さない限り、自己の危険と費用で本船の水面下部の清掃と塗装をすることができる。
116 売主は、自己の作業が完了した時に、買主の作業が未だ完了せず、本船が引渡場
117 所になくても、実際の引渡準備完了通知を発することができる。この場合、買主はそ
118 の通知に従って本船の引渡しを受け取る義務を負う。6条(a)項(ii)のドック出し費用
119 を除き本船引渡後に発生したドライドック費用は買主が負担する。

120 船級協会は、水面下部の損傷が船級の条件となるか否かを決定する唯一の機関であり、そ
121 の決定は、最終のものとして両当事者を拘束する。

122 7. 予備部品／燃料油等

123 売主は、発注済みの予備部品を除く本船上及び陸上にある一切の予備部品、予備機器を含
124 む本船のすべての付属品とともに本船を買主に引き渡さなければならない。付属品の移動

125 にかかる費用は、買主が負担する。ただし、売主は、船級協会の要求がない限り、引渡前
126 に使用された予備品は新たに用意することを要しない。無線装置、航海機器は、未使用の
127 備品、食料品とともに売買の対象に含まれ、追加の支払いを要しない。売主が自己の名前
128 の付された陶磁器類、食器類、リネンその他の物品を回収するときは、売主は、無印の物
129 品と交換する。ただし、以下の物品は無償で除去される。

- 130 (a) 書籍、書式等売主の船舶でのみ使用される物品
- 131 (b) スロップチェストを含む本船の船長、職員及び船員の私有物
- 132 (c) 借用中の物品.....
- 133 (d) そのほかであれば.....

134 残存燃料油、指定された貯蔵タンク（上部タンクは含まれない）内の未使用の潤滑油及び
135 未開封の油缶は、買主が買い取る。その買取価格は、本船に最後に供給された日の、請求
136 書又は領収書によって証明される正味価格から売主の支払ったバージの費用を差し引いた
137 金額とし、それらの領収書のコピーは本船引渡時に買主に提供可能でなければならない。
138 本条による支払いは、本船の売買価格と同じ通貨、同じ時間と場所で行われる。

139 8. 書類の提供

140 (a) 1 条に従って 8 欄(i)の預託金が支払われた後、売主は、実務的に可能である限り速やか
141 に、要求されたすべての図面、船舶登録簿、船級証書、安全／航海証書その他買主による
142 新船籍登録及び本船の保守管理のために合理的に要求される書類のスキャンしたもの又は
143 コピーを買主に送付する。

144 (b) 引渡時に、8 欄(iii)記載のクロージングの場所において、売主から買主に本船の引渡し
145 が行われた日時と場所を記載した船舶受渡協定書（プロトコール）に、売主と買主が署名
146 し、相互に取り交わす。

147 売主は、本船の売買価格全額の支払いと引換えに以下の書類（他に規定のない限り、すべ
148 ての書類は英語の原本又は公式の英語訳を添付する）を買主に提出する。

149 (i) 本契約の 9 条(a)に規定されたとおり、本船に一切の負債がないことが明記され、公
150 証人によって認証され、かつ、新国籍国の要求する適切な当局によって法律上正当と認
151 められた 2 通の売渡証書。公証人の証明書は、署名者の身元、署名者が売主を代表する
152 権限を有していること及び署名が真正であることを証明するものでなければならない。

153 (ii) 本契約に従って、本船を売却して引き渡す権限を与え、かつ、本船の売却、売渡証
154 書の作成及びその他委任状の発行を含む本船の売却に関連する一切の文書の発行に関し
155 て、売主を代表すべき者を指名する売主の取締役会及び株主総会で決定された決議文書。
156 そのような決議文書は、公証人によって認証され、かつ、新国籍国の要求する適切な当

- 157 局によって法律上正当と認められたものでなければならない。公証人の証明書は、署名
158 者の身元、署名者が売主を代表する権限を有していること及び署名が真正であることを
159 証明するものでなければならない。
- 160 (iii) 本契約に従って、買主へ本船を売却して引き渡し、本船の引渡し／預託金、売買価
161 格の残高その他本契約の下で生じる金員の受領を含む書面手続のクロージングを遂行す
162 る権限を、指名された代表する者に与える売主の発行する委任状。そのような委任状は、
163 公証人によって認証され、かつ、新国籍国の要求する適切な当局によって法律上正当と
164 認められたものでなければならない。公証人の証明書は、署名者の身元、署名者が売主
165 を代表する権限を有していること及び署名が真正であることを証明するものでなければ
166 ならない。
- 167 (iv) 権限を有する当局が発行し、本船の所有権が売主に帰属することが登録され、かつ、
168 抵当権及び負債を負っていないことを示した、本船の引渡日又は当事者が合意したその
169 他の日付の所有権証明書又はそれと同等の文書 1 通。
- 170 (v) 売主の真正な定款の認証されたコピー 1 通
- 171 (vi) 最新の会社存在証明書又はそれと同等の文書 1 通
- 172 (vii) 本船の主要目と売買価格が記載された商業インボイス 3 通
- 173 (viii) 領収書のコピーを添付した、残存燃料油と潤滑油の明細と購入価格が記載された
174 商業インボイス 1 通
- 175 (ix) 本船の登録抹消証書又はそれに代わって引渡日から 30 日以内に現在の登録からの
176 抹消証書及び本船の最終履歴情報の継続記録証書を提供する売主の保証状
- 177 (x) 引渡時に、本船には、一切の負債、傭船契約、抵当権、海事先取特権、令状（ただ
178 し、担保が提供されている場合を除く）、外国船舶監督及びその他行政機関による拘留、
179 密航者、契約並びにその他いかなる債務もない状態であることを証明し、かつ、本船の
180 引渡前に生じた本船に対する請求により、買主に対してなされたいかなる請求の結果に
181 ついても買主にすべて補償することを保証した売主からの確約書。
- 182 (xi) 3 通の船舶受渡協定書（プロトコール）。（買主、売主、手続銀行がそれぞれ保管する）
- 183 (xii) 引渡日前の 3 営業日以内に発行された船級維持証書。ただし、船級維持証書が水線
184 下部検査の前に発行されたときは、ダイバーによる検査後の船級協会の検査記録書を含
185 む。

- 186 (xiii) 知り得る限りではどの条件付きの、本船が以下のとおりであることの売主の確認
187 書：
188 ・水線下部の検査（又はダイバーによる検査が行われていないときは直近のドライド
189 ックの検査）以後、座礁したことがなく、又は船底にいかなる損傷も受けていないこ
190 と
191 ・いかなる政府、州、国、行政上の部局及び組合組織からもブラックリスト船として
192 登録されていないこと
- 193 (xiv) 本船に関するインマルサット、その他すべての通信契約が本船引渡時をもって解除
194 されることを、売主又は船舶管理者が各関係機関に確認した書類のコピー
- 195 (c) 本船の引渡時に、買主は以下の文書を売主に提出する（他に規定のない限り、すべての
196 書類は英語の原本又は公式の英語訳を添付する）：
- 197 (i) 買主の真正な定款の認証されたコピー
- 198 (ii) 最新の会社存在証明書又はそれと同等の書類
- 199 (iii) 売主から本船を購入することを承認し、買主を代表する者に委任状を与えることを
200 認めた買主の取締役会の決議書。そのような決議文書は、公証人によって認証され、か
201 かつ、売主の要求する適切な当局によって法律上正当と認められたものでなければなら
202 ない。
- 203 (iv) 買主の代表者又はその指名された者に、それらの者が買主に代わって、本船の購入
204 と引渡しに関して必要な又は望ましいと考えるような、すべての行為をなす権限を与え
205 る買主の委任状。それらの行為には、特に売渡証書の受領、船舶受渡証書（プロトコー
206 ル）の署名、預託金及び売買価格の残額その他本契約の下で生じる金額の支払いを含む。
207 そのような決議文書は、公証人によって認証され、かつ、売主の要求する適切な当局に
208 よって法律上正当と認められたものでなければならない。公証人の証明書は、署名者の
209 身元、署名者が売主を代表する権限を有していること及び署名が真正であることを証明
210 するものでなければならない。
- 211 (d) 可及的速やかに、予定される引渡準備完了日の 14 日前までに、売主と買主は、ファッ
212 クス若しくは e-mail（可能であればコピーを用意する）又は上記の条項 (b) と(c)に列挙し
213 た書類の草案を、相手方の確認又は意見を得るために交換する。さらに草案に従って厳格
214 に一致する完成版のコピーを、遅くとも引渡しの 3 日前までに交換する。
- 215 本船上における引渡しの際、売主は、すべての船級証書、図面、図表、検査記録書、作業
216 マニュアル（ISM コードその他売主又は管理者のみに特有の書面除く）を買主に手渡す。
217 その他本船に備え付けの、本船に関連するすべての証書及び書面は、売主が保持すること

218 を要求されない限り買主に手渡し、それらを売主が保持するときは、コピーを本船上に残
219 しておく。売主／船舶管理者が所持するその他の書類があれば、それらはすべて引渡後、
220 速やかに買主に送付される。送付代金が生じたときは、買主の負担とする。売主は、本船
221 の航海日誌を保持することができるが、この場合、買主への通知を要し、買主は、それら
222 のコピーを取る権利及び機会を有する。

223 9. 負債

224 a) 引渡時に、本船には、一切の負債、傭船契約、抵当権、海事先取特権、令状（ただし、
225 担保が提供されている場合を除く）、外国船舶監督及びその他行政機関による拘留、密航者、
226 契約その他いかなる債務もない状態であることを本契約の条件とし、これに違反したとき
227 は、買主は、本船の引取りを拒否することができる。

228 b) 売主は、本船の引渡前に生じた本船に対する請求により、買主に対してなされたいかな
229 る請求の結果についても、買主にすべて補償することをここに保証する。

230 10. 費用

231 買主は、買主の船籍国の下で買船及び登録により生じる税金及び手数料を含むすべての費
232 用を負担し、同様に、売主は、売主の船舶登録抹消に関して生じるすべての費用を負担す
233 る。

234 11. 本船名

235 買主は、本船引渡時に本船名を変更し、ファンネル・マークを書き改める。

236 12. 買主の不履行

237 (a) 買主が合意された預託金を支払わなかったとき、又は1条記載の決済期限までに銀行間
238 の確認を取らなかったときは、売主は、本契約を解除する権利を有し、損失及び費用につ
239 いて損害賠償を請求することができる（ただし、預託金の額を自動的に損害賠償とする権
240 利を有するものではない）。

241 (b) 合意された売買価格並びに7条及び2条(b)に基づく追加金額が、2条(a)によって、又
242 は2条(b)が適用されるときは、それによって、定められた期限内に支払うことができな
243 かったときは、売主は、本契約を解除する権利を有し、(売主の実損及び費用の額に拘らず)
244 預託金は、生じた金利とともに、売主に没収される。預託金が売主の実損及び費用を賄う
245 ことができないときは、売主は、それらの損失及び費用についても補償を求めることが
246 できる。

247 (c) いかなる損失及び費用の立証責任も、売主が負担する。

248 13. 売主の不履行

249 (a) 売主側が 5 条(b)に従って 10 欄記載のキャンセルング・デイトまでに実際の引渡準備完
250 了通知を提出できないとき、又は売主側が実際の引渡準備完了通知を提出したにも拘らず 8
251 条によって要求される書類を提供できないとき、及び／若しくは 9 条に規定されたとおり
252 本船の引渡しができないときは、買主は、本契約を解除する選択権を有する。

253 (b) 実際の引渡準備完了通知が提出された後、未だ買主が受け取る前に、本船が物理的に引
254 渡準備を完了した状態ではなくなり、再び 4 条に基づく物理的な引渡準備が整わない状態
255 となり、10 欄記載のキャンセルング・デイトまでに引渡準備完了の通知が再提出されたと
256 きは、買主は、解除権を留保する。

257 (c) 買主が本契約の解除を選択したときは、預託金は、生じた金利とともに、直ちに返還さ
258 れる。

259 (d) これらに加え、売主が合理的に制御し得ない事由による不履行が生じた場合を除き、買
260 主は、売主が 10 欄記載のキャンセルング・デイトまでに実際の引渡準備完了通知を提出で
261 きないとき、又は実際の準備完了通知が提出されながら 8 条によって要求される書類を提
262 供できず、及び／又は 9 条に規定されたとおり本船を引き渡せないときは、買主は、よっ
263 て生じるすべての損失及び費用について損害賠償を請求する権利を有する。追加の又はそ
264 の他のいかなる損失及び費用の立証責任は、買主が負担する。売主の合理的に制御し得な
265 い事由によって不履行が生じたことの立証責任は、売主が負担する。

266 14. 買主側の者

267 本契約が両当事者によって署名され、預託金が支払われ、売主の通常の手書による補償状
268 に署名がなされた後、買主は、習熟のために、オブザーバーとして、買主の費用と危険で 2
269 名の者を本船に乗り込ませる権利を有する。それらの者は、船長の監督の下で、本船の引
270 渡しまで本船にとどまり、本船及びその運航を妨げることなく本船の主要スペース、機関
271 及び属具類にアクセスすることができる。

272 15. 仲裁及び準拠法

273 i)* 本契約及びこれに含まれるいかなる保証も英国／シンガポールの法に準拠し、同法に基
274 づいて解釈されるものとし、本契約の成立、効力又は終了を含め、本契約から又は本契約
275 に関連して生じる一切の紛争も、シンガポールにおいて仲裁に付託され、仲裁開始時に施
276 行されているシンガポール海事仲裁協会の仲裁規則に従って最終的に解決される。

277 ii)* 本契約及びこれに含まれるいかなる保証も………法に準拠し同法に基づき解釈され、
278 本契約の成立、効力又は終了を含め、本契約から又は本契約に関連して生じるいかなる紛
279 争も、………において仲裁に付託され、仲裁開始時に施行されている………規則に従って
280 最終的に解決される。

281 *15(i)と(ii)は選択肢。どちらか不適用の方を削除する。削除がない場合は15(i)を適用し、その他一切の法律を排除して
282 シンガポール法が適用される。15(ii)の下で準拠法、仲裁地及び仲裁規則につき当事者の選択がないときは、他の一切の
283 法律を排除してシンガポール法が適用され、シンガポールを仲裁地としてシンガポール海事仲裁協会の仲裁規則が適用
284 される。

285 16. 守秘義務条項

286 両当事者は、法の求める場合を除き、本契約の諸条項及び諸条件につき部外秘とすること
287 を誠実に合意する。本件売買又はその詳細が市場に知られ、又は報告されたとしても、売
288 主及び買主のいずれも本契約を取り消し、又は本契約上の義務を履行しない権利を有しな
289 い。

290 17. 完全合意条項

291 本契約及び追加条項は、本契約の対象である取引に関し、売主と買主の完全な合意を含み、
292 本契約が、売主と買主との間で書面その他によってなされたすべての交渉、合意及び承諾
293 に置き換わる。

注:本契約書の利用に際しては、ウェブサイト www.singforms.com/disclaimerjapanese.html に記載した免責事項を条件とする。